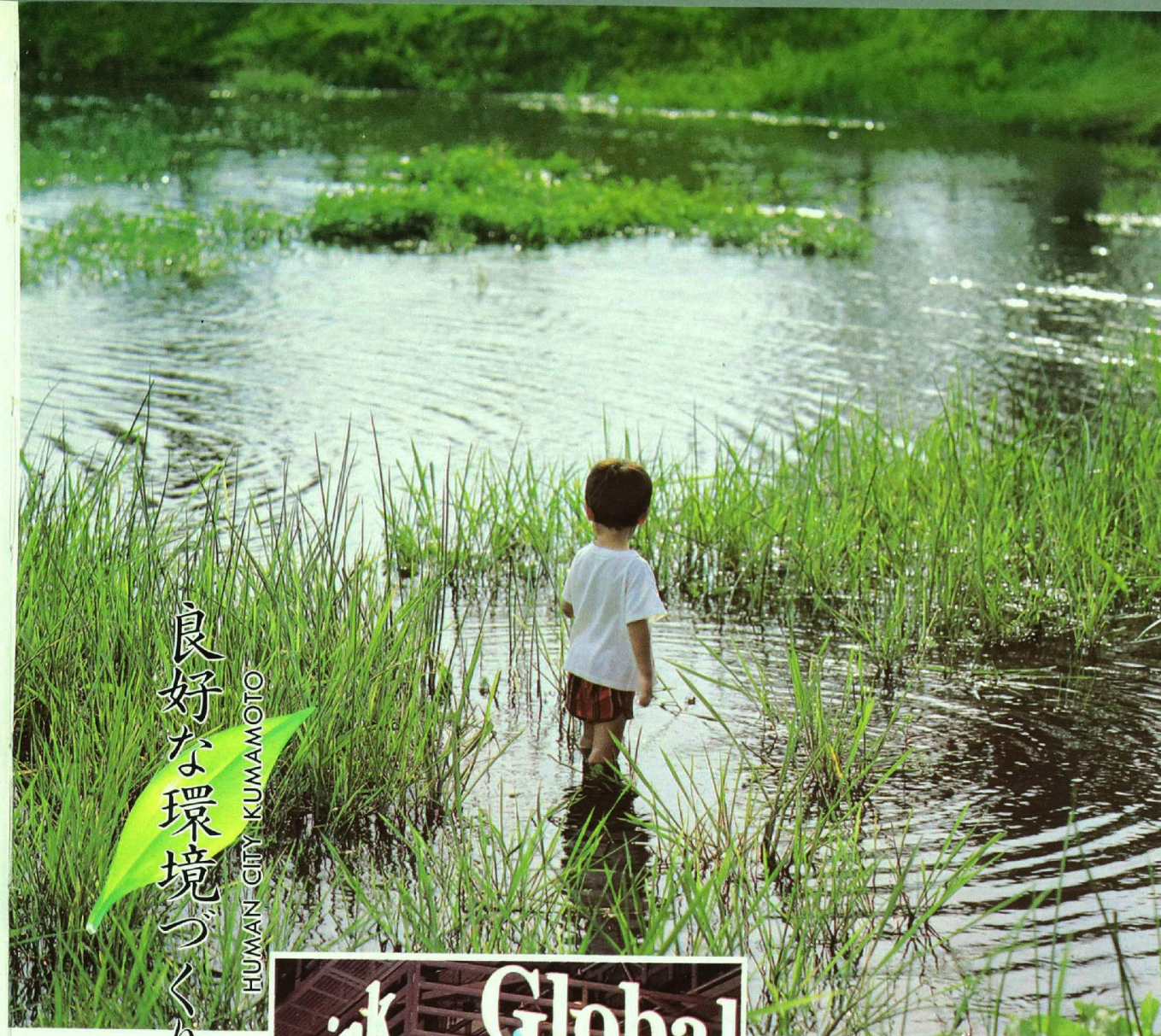




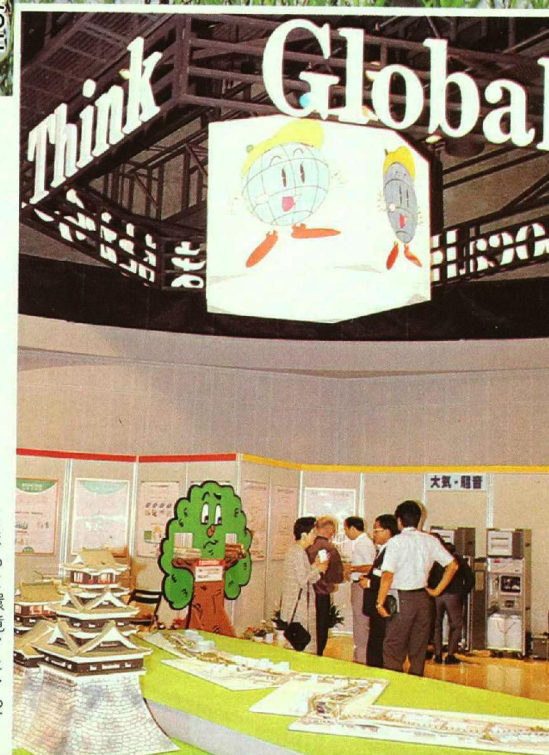
水と緑の 人間環境都市を目指して

本市は、清れつな地下水や豊かな緑など恵まれた自然環境とそこに息づく生態系循環を大切に、人と自然が共生する都市をつくる。また、市民が安全で快適に過ごせる生活環境を確保し、ゆとりや潤いのある良好な環境の都市を目指す。

HUMAN CITY KUMAMOTO



良好な環境づくり
HUMAN CITY KUMAMOTO



くまもと環境フェア'92

水と緑の保全と創造

るため、「熊本市環境基本条例」を制定しました。

この条例は、本市の21世紀へ向けた新しい街づくりの憲法と位置づけられるものであり、環境行政を総合的に推進していくうえでの基本となるものであります。

環境総合計画の策定

今や、環境問題は、身近な生活環境から地球的規模まで複雑多岐にわたっています。

これらの問題は、私たち人間の日常生活が環境に過度の負担をかけていることに起因しており、この解決のためには、多方面にわたる行政施策、企業の事業活動のあり方、私たち一人一人の生活様式に至るまで、大きく見直していかなければなりません。

本市では、多様な都市機能と環境とが調和した「ヒューマンシティくまもと」を実現し、将来の市民へ継承するため、「熊本市環境総合計画」及びこの計画を推進するための環境事前配慮指針を策定しました。

今後さらに、環境情報システム等について整備することとしています。

リサイクルの推進

限りある資源の有効活用と環境保全のためには、もっと再生資源の活用や不用品の再使用を進めていくことが大切です。

本市では、「再生資源集団回収助成制度」により、子供会等の集団回収活動に対し助成金を支給し、再生資源の集団回収を活性化するとともに、「リサイクルインフォメーションくまもと」を設置して情報を市民の皆様へ提供し、不用品の再使用を促進しています。

環境基本条例

私たちは、豊かな自然と先人の築いた歴史的及び文化的遺産の恩恵を享受し、良好な環境の下に生活してきました。

しかし、最近の激しい社会経済情勢の変化と都市化の進展に伴い、この恵まれた環境が損なわれようとしています。

やすらぎと潤いのある良好な都市環境を形成し、さらに、これを次の世代へ継承することは、現代に生きる私たちの責務でもあります。

そこで、本市では良好な環境を保全す

さらには公害防止施設資金融資制度の活用などを通じた未然防止対策を進めるとともに、既存の工場・事業場に対しては公害防止施設の管理や有害物質の使用などに関する監視指導を徹底しています。環境汚染監視体制の強化

市民の皆様健康と密接に結びついて、大気や水質などの状況を迅速的確に把握するため、大気測定局の整備・拡充や水質汚濁、騒音などの公害の監視体制の充実を図り、市民が安全で快適に過ごせる生活環境の保全に努めています。

環境衛生

近年、生活水準の向上に伴い、私たちの生活ニーズは多様化、個性化の方向へと進んでいます。

このような状況の中で市民の生活の安全を守るため、食品衛生・環境衛生の監視指導を行うとともに、衛生講習会等も積極的に開催しています。

また、平成元年4月1日「熊本市ラブホテル建築規制に関する条例」を制定し、快適で良好な生活環境の実現と青少年の健全な育成を図っています。

一方、環境衛生事業所では、地域団体の活動と連携して、除草、防疫、ねずみ・衛生害虫の駆除等を行い、清潔な環境づくりを進めるとともに環境の美化に努め、健康な市民生活を支える快適な環境づくりの一翼を担っています。

墓地・斎場

本市は、7ヶ所(333,400㎡)の市営墓地(園)及び納骨堂(800壇)を有し、永眠された祖先の安住の地として市民に利用されています。

また、斎場は、火葬炉14基と広い待合室を設け、熊本市民だけではなく、隣接町村の住民にも利用されています。

水と緑の保全と創造

を進めており、その中には「立田山憩の森」が開園され、市民の健康増進や憩いの場として利用されています。

さらに、平成元年に制定された「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、既存の緑地の保存にも努めています。

地下水保全

水は、私たちが健康で文化的な生活を営む命の源であるとともに、産業活動、都市活動など社会経済をささえる貴重な資源です。

本市ではその水資源を64万市民の飲料水はもとより、工業用水、都市活動用水、そして、農業用水の一部を地下水で賄っています。

この貴重な地下水を守るために、昭和51年に市議会で「地下水保全都市宣言」が決議され、昭和52年には「熊本市地下水保全条例」を制定し、全市的な地下水保全対策に取り組んできました。そして、平成3年3月には、熊本地域の市町村の協力を得て「財団法人熊本地下水基金」が設立され、広域的地下水保全対策が推進されています。

しかし、近年人口の増加や生活様式の多様化などによる水需要の増加や都市化の進展によるかん養域の減少、さらには一部地域での地下水汚染など、地下水を取り巻く状況は楽観を許さないものがあります。

このような状況の中、今後は市民、事業者の節水に対するより一層の理解と協力を得ながら地下水の再利用などの水利用の合理化を推進し「節水型社会の形成」を目指すとともに、地下水の質、量の保全や監視、調査研究体制の確立など、地下水保全のため施策を積極的に展開していくことにしています。



緑化の推進及び保全

市議会の「森の都宣言」を受けて、森の都推進会議が組織され、森の都熊本の再現に市民の総力をあげての努力が続けられています。

街路、公園、学校、団地などの緑化を積極的に進めており、目抜き通りなどにはフラワーポットを配置して、花いっぱいの街づくりをめざしています。

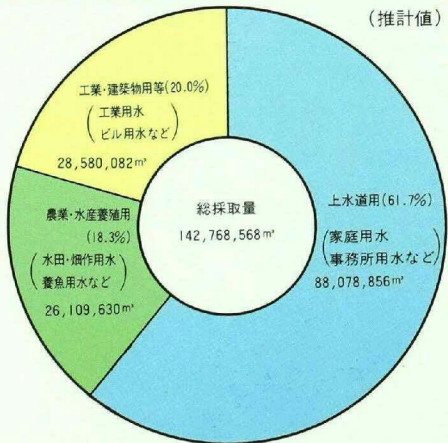
さらに、森の都を実現するには、市民一人ひとりの緑化意識の高揚と家庭の緑化が必要ですが、これを促進するため、生垣設置奨励補助や新築・誕生の記念樹配布、ツタ苗・花苗の配布、地域環境緑化用樹木配布などを制度化し、その推進に努めています。

また、市街地に残された貴重な緑地帯である「立田山」を守るため、生活環境保全林として県、市一体となって公有化

●立田山憩の森付近略図

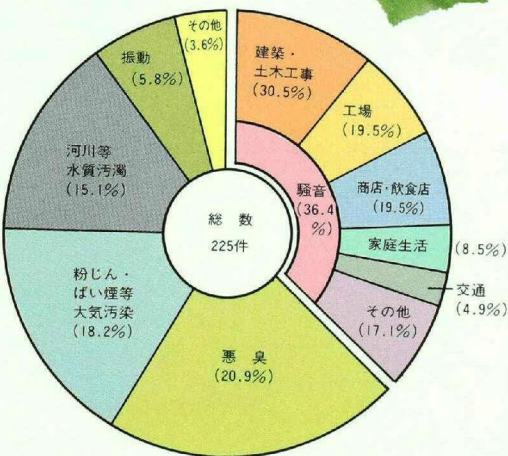


●平成2年度 熊本市地下水用途別採取量



公害防止

●苦情内容別件数 (平成3年度)



公害防止対策

今私たちのまわりでは、地球的規模での環境問題の解決が国際的な課題となるとともに、身近な環境においても自然環境の積極的な保全や快適な環境の創造などが強く求められています。こうしたなか、公害防止対策も従来の枠

にとらわれず、広く環境全般を考えながら施策を展開しています。

公害防止意識の啓発

公害防止対策を円滑に進めていくためには、工場・事業場はもちろん市民の皆様のご理解とご協力が必要です。そこで、公害防止に関する意識を高めていただくため、ビデオやパンフレット、または各種イベントなどを通しての啓発活動を積極的に進めています。

公害防止対策の推進

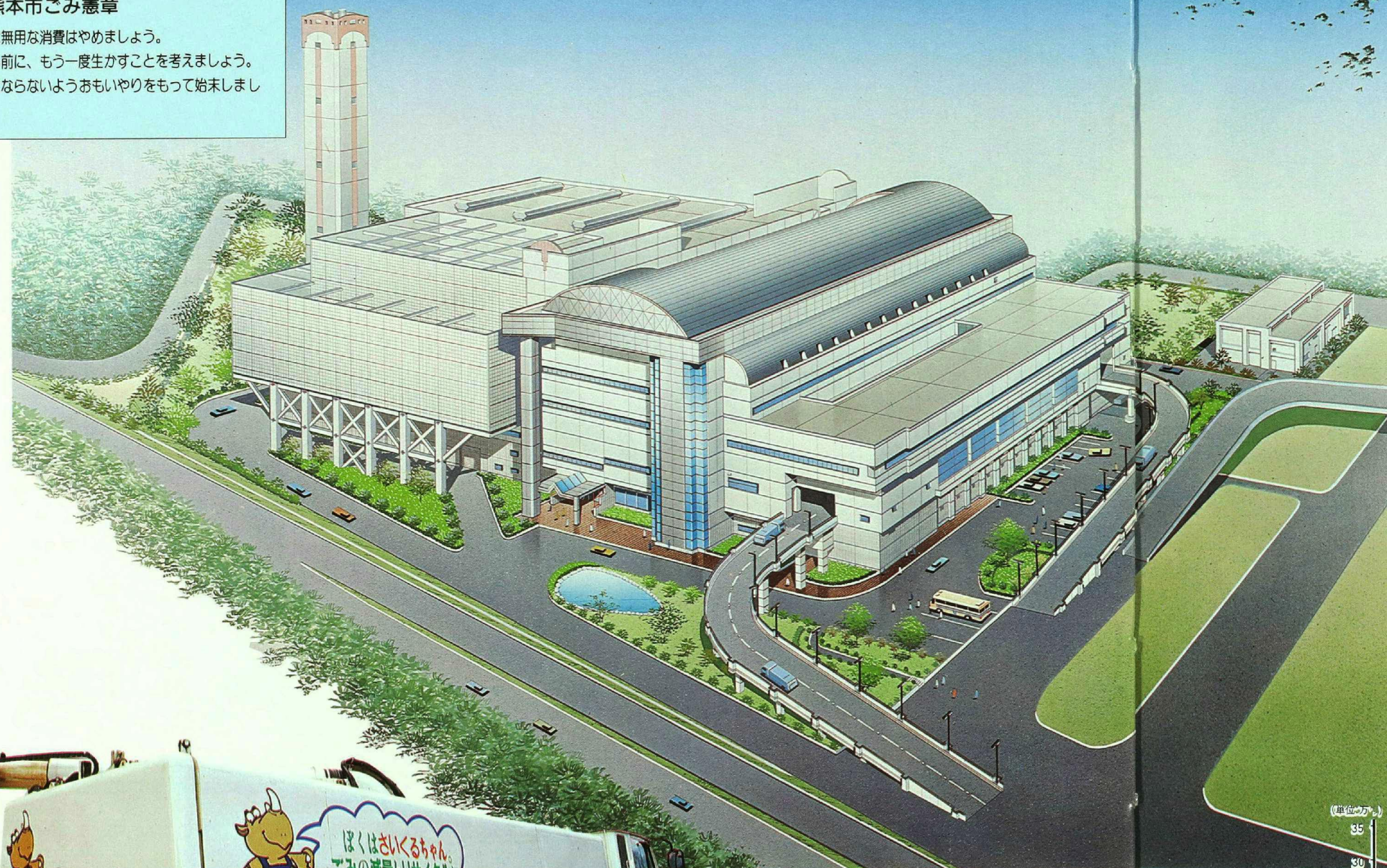
公害防止対策の基本は、その未然防止です。そこで、工場・事業場設置に対する事前指導の徹底や公害防止協定の締結、

熊本市ごみ憲章

1. ごみを生み出すような無用な消費はやめましょう。
1. ごみを捨てようとする前に、もう一度生かすことを考えましょう。
1. ごみは、他人の迷惑にならないようおもいやりをもって始末しましょう。

清掃

HUMAN CITY KUMAMOTO



東部清掃工場第二工場棟（完成予想図）

〈東部清掃工場第二工場棟概要〉

建設場所：熊本市戸島町2570番地
（現東部清掃工場敷地内）
敷地面積：約1万8千㎡（第二工場棟分）
着工：平成2年12月20日
竣工：平成6年6月31日（予定）
処理能力：600t/日（300t/日×2炉）
総工費：約234億円

真空式ごみ収集システム

ごみ処理

市政運営の指針となる基本構想の中で将来の都市像の第一に「水と緑の人間環境都市」が掲げられ、快適な生活環境を確保するうえでごみ処理行政の果たす割合はますます重要になってきています。

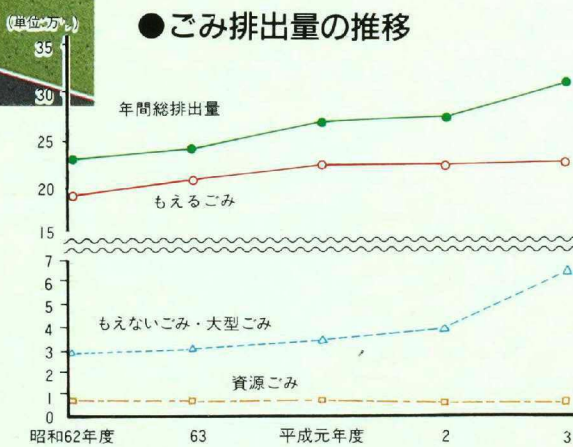
本市のごみ排出量をみますと、平成3年度は対前年度比で1.5%の微増となっているものの、依然として増加傾向にあり、清掃工場の焼却能力も限界に近づきつつあります。このような状況に対応するため、平成6年度稼働を目指して処理能力600t/日の新清掃工場を建設中のほか、次期埋立処分場の確保にも着手しています。

さらに、ごみ収集の近代化・効率化を図るため、全国に先がけて「真空式ごみ収集方式」を導入し、利用戸数の拡大に努めております。

ごみ減量対策としては、市民1人1日100gのごみ減量と呼び掛ける「ダイエット100キャンペーン」のほか「施設見学バスツアー」、「コンポスト容器の普及促進」等に取り組んでいます。

今後、ごみ分別の徹底等ごみ出しマナーの向上を進めるため、「美化減量推進員制度」や「透明なごみ袋の導入」等を検討しています。

●ごみ排出量の推移



注：平成3年度の排出量には、台風19号による災害ごみ約2万2千tが含まれます。

水と緑の保全と創造



白川パークトイレ

し尿処理

し尿処理事業については、市民の快適な生活環境を保つため、計画的で円滑な収集と適正処理に努めています。

下水道の普及に伴い、し尿処理人口は年毎に減少しており、平成4年度のくみ取り人口が7万9千人、浄化槽人口が18万人となっています。

し尿収集はし尿処理計画に基づいて市域を校区単位に地区割りし、許可業者（7社）による計画的で円滑な定期収集を実施しています。くみ取りは月1回以上の収集、浄化槽については月1回の保守点検と年1回以上の清掃を行っています。収集したし尿と浄化槽汚泥は、東部汚水処理場と中部浄化センターで適正に処理しています。

特に、東部汚水処理場では発生する消化ガスを、消化槽加温や老人憩の家浴室の熱源として供給するなど、有効に活用しています。

次に、環境問題が社会的にもクローズアップされている今日、公共用水域保全対策の一環として、し尿と併せて生活雑排水が処理できる小型合併処理浄化槽設置に補助金を交付し、その普及促進を図っています。

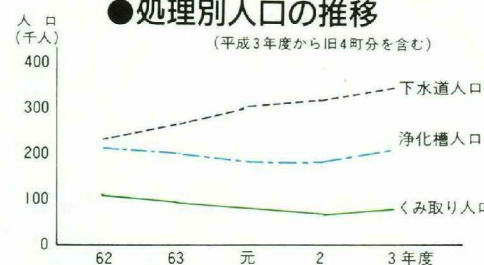
さらに、市民サービスの向上と近代的

都市機能の拡充を目的に、清潔で明るく使いやすい公衆トイレ「美化トイレ」の整備と、きめ細かな維持管理を行い、好評を得ています。

今後とも、21世紀に向けて快適な都市環境づくりを目指し、生活環境の保全と都市機能の充実に努めています。

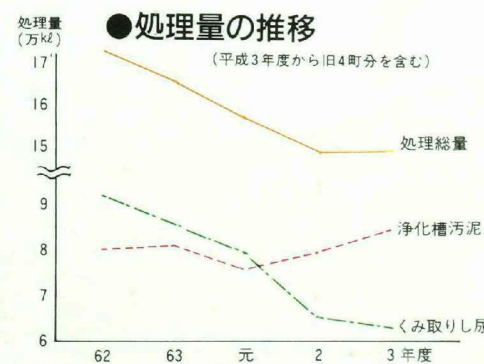
●処理別人口の推移

（平成3年度から旧4町分を含む）



●処理量の推移

（平成3年度から旧4町分を含む）



熊本市防災会議・水防協議会



熊本市では、過去に幾多の災害を経験してきました。

明治22年の熊本地震、昭和2年の潮害、昭和28年（6.26）の水害、又、最近では平成3年の台風19号、長崎普賢岳の噴火による降灰等……。

この様な、何時発生するかわからない災害に対して、市では各防災関係機関と共に災害危険箇所の調査、防災会議、総合防災訓練等を実施し、防災体制の確立を計っています。

一方、災害が発生した場合、適切な対処ができるように、水防情報テレメーター、レーダー雨量計、河川・気象情報端末装置等の機器の整備を行い、災害の予測を迅速適正化するとともに、防災行政無線による、通信の確保など、災害応急対策の充実、整備につとめています。

このほか市では、市民一人ひとりが防

災に関心をもって頂くため、防災展の開催、防災パンフレットの配布、自主防災組織の結成等防災思想の啓発、普及をはかり、市民と一体となった「災害のない町づくり」を推進しています。

河川排水路

市内には白川をはじめ坪井川など大小の河川、用排水路が縦横に走っていますが、このなかで、昭和28年には白川の大水害が、55年には坪井川のはんらんで大きな被害をこうむりました。

このため、激甚災害対策特別緊急事業がはじまり、河川の改修は急速に進められてきました。さらに坪井川上流は「ふるさとモデル河川」の指定を受けて多目的遊水池事業が進められ、坪井川の治水安全度が大きく向上しています。

藻器堀川や健軍川、万石川、麴川など

の都市小河川は整備事業で改修維持管理が行われているため、都市型水害の発生を未然に防ぐのに役立っています。特に藻器堀川は保田窪放水路の建設と水前寺公園地区の改修を急いでいますが、完成すれば帯山水前寺地域の浸水緩和には大きく役立つこととなります。また、健軍川は5.3水害（昭和63年）の経験から健軍町・新外3号橋から下流2.5kmを重点的に改修するなどしています。

●市内河川系統図



改修された健軍川（京塚上橋付近）

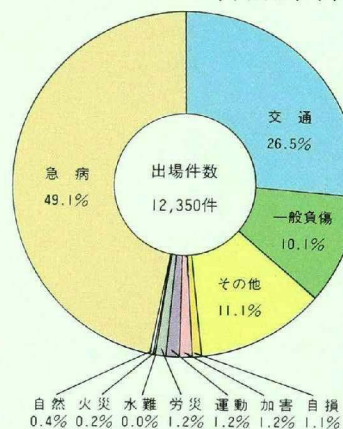


安全で快適な都市基盤の整備

●主な火災原因と焼損面積（平成3年）



●事故別救急車出場比率（平成3年中）



●救急件数等の推移



消防の業務

消防の伝統的、中核的業務は、火災の消火活動です。消防は、火災と闘いながら、人々の生命、身体、財産を守ってきました。

しかし今日、消防を火災の消火活動のみで語ることはできません。その業務は火災予防の領域に広がり、さらには救急業務や救助業務へと拡大し、地域社会の隅々にまで関わっています。

消防の活動

消防隊や救急隊は様々な災害、事故に出動していますが、本市における平成3年中の活動状況は、火災182件、救急出場12,350件、救助出場235件、風水害等その他の災害出場251件であり、火災だけではなく様々な事案に出動しています。

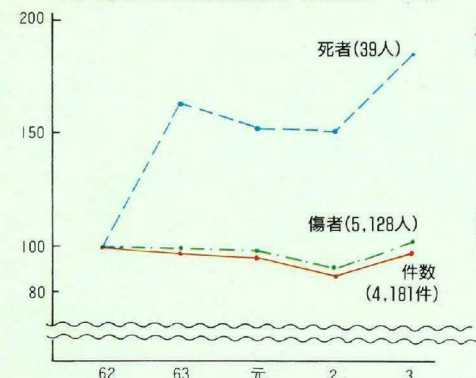
こうした事案に的確に対処するため、1局、3消防署、13出張所に消防職員608人、ポンプ車23台、救急車16台、梯子車・救助工作車などの特殊車10台を配備するとともに、消防団1団76分団、団員3,522人の消防体制を整え市民の安全を守っています。

安全で快適な都市基盤の整備

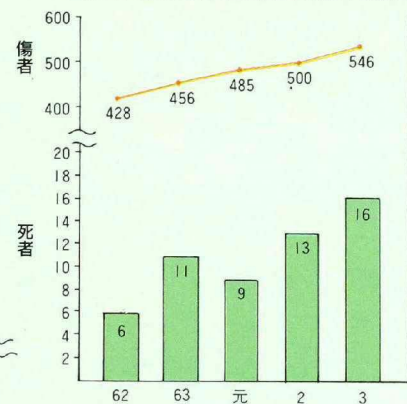


地域防災拠点としてオープンした田崎出張所

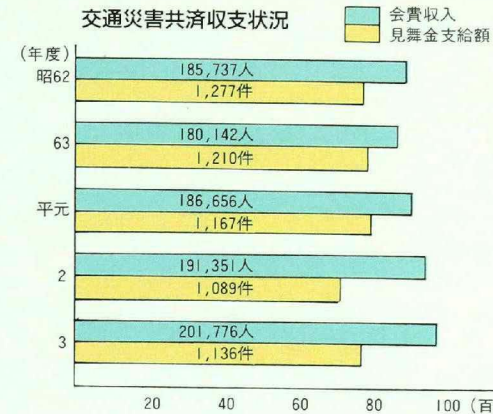
交通事故発生状況指数表（昭和62年=100）



高齢者（60歳以上）の交通事故年別推移

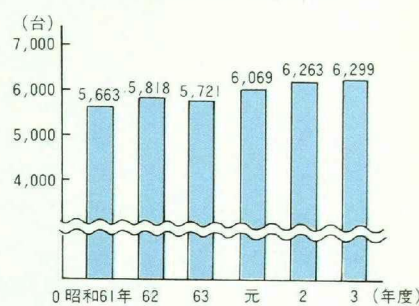


交通災害共済収支状況



安全で快適な都市基盤の整備

自転車放置実態調査年別推移



交通安全

近年のモータリゼーションの発達は、交通量の増加、交通手段の多様化等の問題をもたらし、人口の高齢化とともに交通事故はますます増加し、大きな社会問題となっています。

本市では、老人、子供はもとより、市民の皆様が安心して暮らせる安全で快適な交通社会を実現するため、幼児、児童、高齢者等を対象とした、映画や講話等によるわかりやすい交通安全教育や交通指導員による通園・通学路における街頭指導、広報活動等を実施し、交通マナーの

向上を図っております。

また、見通しの悪い交差点やカーブ等の交通危険箇所にはカーブミラー、足型マーク等交通安全施設の整備・充実に努めるほか、交通安全全般にわたる諸施策を積極的に推進しています。

更に、交通事故被災者に対する救済対策として、交通災害共済事業、交通遺児援助基金制度の拡充や交通事故相談所の充実に努めています。

放置自転車対策

通勤、通学、買物等の手軽な交通手段として利用される自転車が駅周辺や商店街等に大量かつ無秩序に放置され、歩行者、自動車等の通行を妨害し、都市環境の悪化等の諸問題を引き起こしています。

このため、「熊本市自転車の放置防止に関する条例」（昭和61年4月1日施行）に基づく放置禁止区域の指定や、放置自転車の移動保管等により駐輪に対するマナーの向上を図るとともに、4月に上通りサンデーパーキング（119台収容）、9月には、JR熊本駅の用地を借り上げ駐輪場（200台収容）を開設するなど施設の整備を進め、市民の良好な生活環境と都市美観の維持に努めています。

また、平成5年2月には、熊本市辛島公園地下自転車駐車場（自転車500台・バイク400台収容）が完成し、周辺の駐輪状況の緩和が期待されます。

就学前の交通安全教室



HUMAN CITY KUMAMOTO

消防

平成5年度に導入予定の高速消防救助艇

市営住宅

市営住宅は戦後の住宅難の時代を背景に、国の援助を受けて量の確保を目指してスタートしましたが、近年は質の向上を目指し市民の快適な生活環境を実現するため、環境に重点を置いて建設しています。又、高齢者や障害者にやさしいすまいづくりを目指し、間取りも広く設備も改善されたものに向上しました。

平成元年からは、古くなった木造住宅を、「豊かさ」とゆとりを実感できる住居」具体的には新地団地・託麻団地の様に、従来の箱型アパートでなく斬新なデザインをもつ団地へと建替を行っています。

このほか、住居と職場の近接に対する市民の要望に応え、市中心部のスプロール化を防止するため「市街地住宅供給促進事業」や借上公

共住宅等の民間活用と併せて年間住宅建設戸数500戸を目指し、事業を推進しています。

平成4年10月1日現在の市営住宅管理戸数は、9,622戸（約2万9千人が入居）で、その管理についても住宅の使用状況を把握しながら、適切に行っています。

建築指導

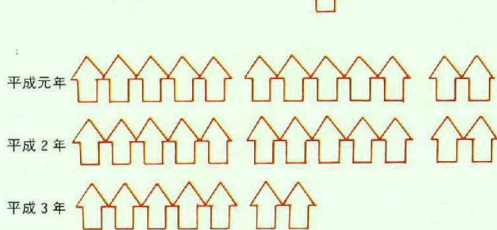
平成3年度の建築確認申請受付件数は4,447件で、対前年比の約4%減となっています。また市の中心部の住宅建築戸数は、当該地区における中高層共同住宅などへの立て替えが促進されたため数年増加傾向を示していましたが、平成3年度からは減少傾向をたどっています。

本市では、魅力ある都市形成の施策として公開空地の創設による市街地の環境改善や市民の自主的な町づくりへの参加など、建築基準法に基づく総合設計制度や建築協定の推進に積極的に取り組んでいます。また独自に優秀建築物制度を設け、広く市民から推薦を受けたものの中から優秀な作品を表彰するなど、潤いと安らぎのある質の高い町づくりを目指しています。

一方、市民の環境保全に対する意識も高まりつつあり、建築行政に対する期待も複雑多岐にわたっています。このため「電波障害の防止に関する指導要綱」、「中高層建築物の

安全で快適な都市基盤の整備

●住宅関係着工（新築）戸数の推移



建築に関する指導要綱」、「パチンコ店の建築に関する指導要綱」などを制定し、建築主と周辺住民の相互理解を図ることに努めています。

また、年々増加する既存建築物の防災対策は市民の安全を確保するうえでも重要であり、大型店舗、病院、ホテルなど不特定多数の人々が利用する特殊建築物を対象として、消防局と合同で定期的に防災査察を実施するとともに、窓ガラス、外壁、看板などの落下物についても調査・指導を行なっています。

さらに、民間の建築関係団体の協力を得て設けた「建築行政協力員制度」により、違反建築物の未然防止や建築パトロールを実施するなど市民と一体となった監視の強化を図っており、違反建築の減少が期待されています。



第5回優秀建築物表彰作品（上通り）

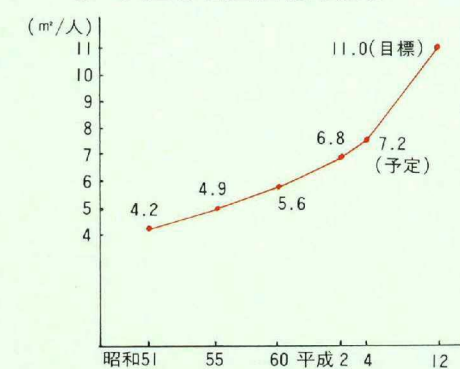
託麻団地

安全で快適な都市基盤の整備



リフレッシュした蓮政寺公園

●一人当たり公園面積の推移



都市公園の整備は、大正13年に水前寺運動公園を建設したときから始まります。

その後の計画的な整備により、平成4年度末には、557箇所、面積458ha、市民一人当たり7.2㎡の広さとなる見込みです。

今後さらに安全で快適な都市基盤の整備を図るため、

1. 地域に密着した児童公園、近隣公園などの基幹公園の計画的な整備を積極的にすすめる。
2. 中心市街地にオープンスペ

ースを確保するため、河川敷公園、緑地の整備を促進する。

3. レクリエーション需要の高まりに対処して、広域公園の整備をすすめる。

ことを基本として、西暦2000年までに市民一人当たりの公園緑地面積を11㎡以上とすることを目標としています。

公園建設にあたっては多様化、高度化する市民の意向を反映し、周辺の公共施設や景観と連携を図りながら、社会の変化に的確に対応した「ふっと利用してみたい」魅力と活力のある公園づくり

を推進しています。

公園リフレッシュ事業は、古い公園を周辺環境の変化に伴い、現代に適合した公園として再整備しているもので、蓮政寺公園は、中心市街地の緑あふれる憩いの場として生まれ変わりました。

また、水前寺江津湖公園庄口地区や坪井川緑地は、健康への志向が高まる中、市民が、自然の中で気軽にスポーツを楽しむことの出来る新しい公園として急ピッチで整備を進めています。



水の科学館

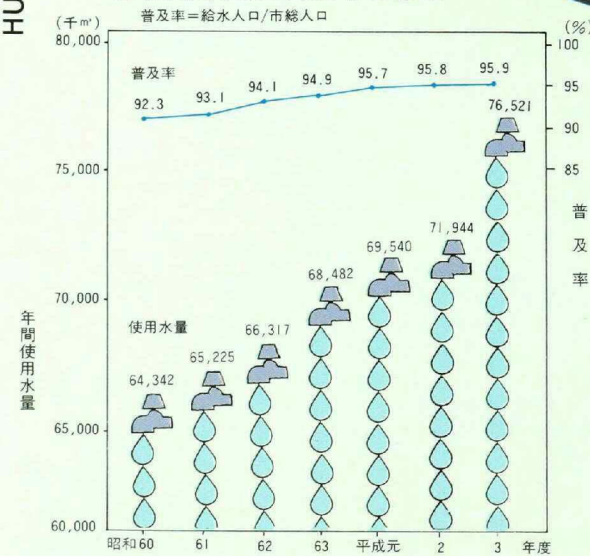


安全で快適な都市基盤の整備

上水道

HUMAN CITY KUMAMOTO

●使用水量と普及率の推移



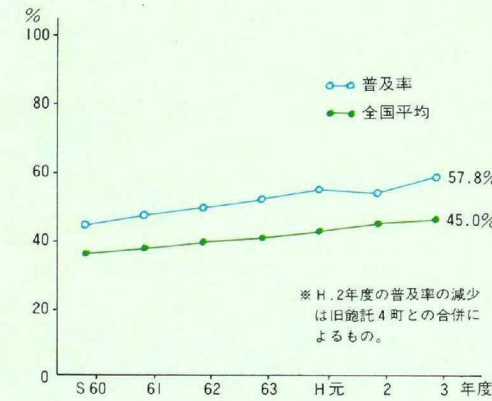
上水道は、市民の公衆衛生の向上や生活環境の改善に多大な貢献を果たすと共に、潤いのある生活や産業の振興に欠かせない施設として機能しています。このため、都市の発展による水需要の増大に合わせ、施設の拡充や配水管網の整備等の先行投資を行い、断水や出水不良が起きないように水の安定供給に日々努めています。更に、熊本地区については水道局内に管理センターを設置し、コンピューターを使って総延長1,914kmに及ぶ導・送・配水管で結ばれた水道施設の効率的運用と水の有効利用を図っています。特に本市は、水道水源のすべてを清冽で豊富な地下水に頼っている水環境に恵まれた全国屈指の都市です。しかし、近

年、地下水の質・量の保全問題について市民の関心も年々高まり、このような状況を踏まえ本市の地下水と上水道について広く市民が学習し理解してもらうため、平成2年10月に上水道創設の地である八景水谷公園内に「水の科学館」をオープンしました。毎日、多くの子供たちを中心に市内外から見学者が訪れ盛況を呈しております。配水量は現在、日量平均24万m³で、その多くが市民の日常生活に使用されており、今後とも更なる市民サービスの向上を目指し「低廉・豊富・清浄」な水の安定供給に努めると共に社会情勢の変化に応じた事業を推進することとしております。

下水道

HUMAN CITY KUMAMOTO

●下水道人口比普及率



豊かな自然と快適な生活は私たちみんなの願いです。下水道は生活や生産に使われた水を衛生的に排除し、きれいで安全な水に処理して、川・湖沼・海にもどすための施設です。

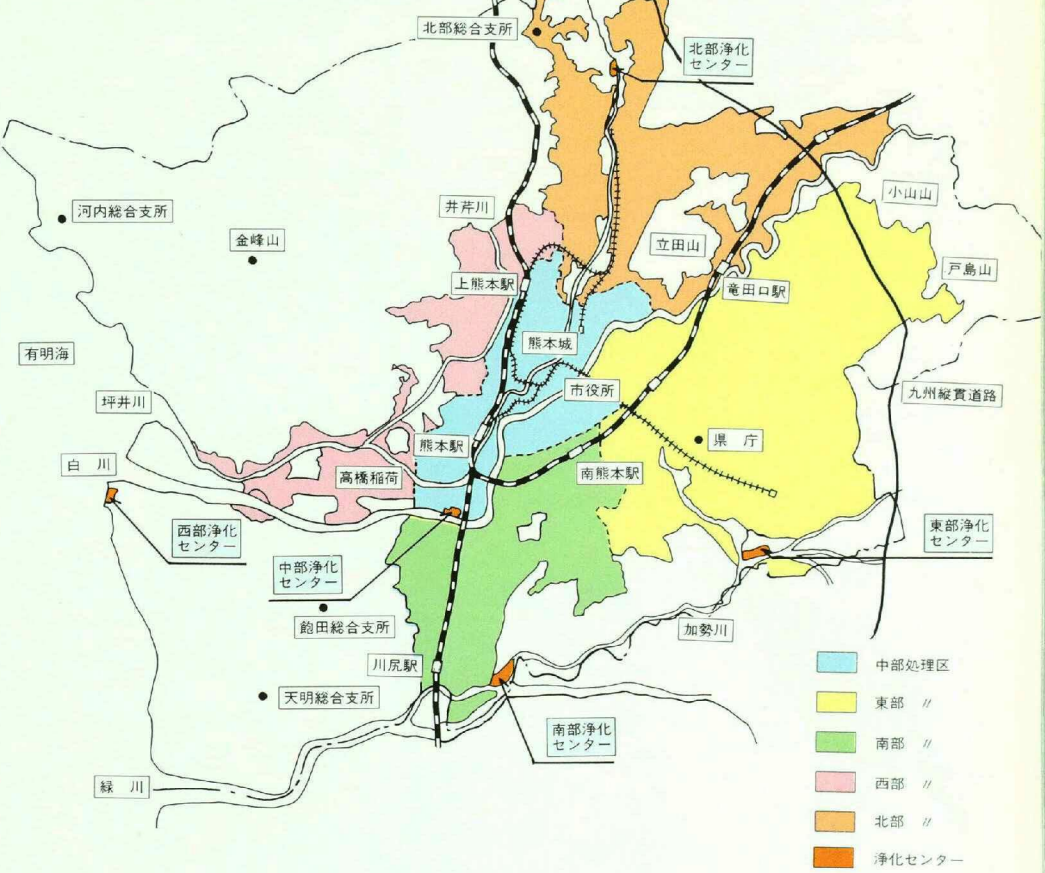
昭和23年に中心市街地に着手して以来、逐次区域を拡大し、現在10,708haの区域に基本計画を策定、事業認可区域は8,334haとなっています。

計画区域を5処理区に分割し、このうち中部、東部、南部、北部の各処理区については既に処理開始しており、西部処理区については平成2年度より処理場の建設に着手しています。

平成3年度末における整備面積は5,582ha、処理人口36万人、人口比普及率57.8% (全国平均45%) となっており、今世紀中の完備をめざし事業の推進を図っています。また、平成3年2月の旧飽託4町との合併を契機に計画区域の拡大につ

安全で快適な都市基盤の整備

●熊本市公共下水道基本計画図



いて検討しています。

なお、下水処理場で処理した水は有効な水資源となるため、中部浄化センターでは、昭和60年から稲作のかんがい用水として近隣の水田225ha (対象農家戸数

529戸) に供給しており、南部浄化センターでも場内の水洗便所、泉水に下水処理水を使用しています。今後も処理水の有効な利用について積極的に取り組むことにしています。

東部浄化センター



●熊本市土地区画整理事業施行位置図

市街地開発
HUMAN CITY KUMAMOTO

都市計画

都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りながら、健康で文化的な都市生活を確保するため、適正な制限のもとに、土地の合理的利用を図ることを基本理念としています。これに基づき、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を市町村の行政区域にとらわれず都市計画区域として定めています。

本市は、1市6町で構成する熊本都市計画区域42,479haの大部分と植木町を中心とする植木都市計画区域6,855haの一部及び都市計画区域外（河内町全域）で構成されています。

熊本都市計画区域（市域分23,090ha）は市街化区域（市域分9,927ha）と市街化調整区域（市域分13,163ha）とに区分され、計画的な市街地の形成や都市景観に配慮した住みよい街づくりを、また一方で無秩序な市街地の開発規制に努めて

います。

植木都市計画区域（市域分137ha）は、市街化区域と市街化調整区域の区分は無く、用途地域指定（市域分14.1ha）とそれ以外（無指定区域・市域分122.9ha）とに区分され、適正な建物用途の配置及び必要な規制を加えた開発許可あるいは周辺と調和のとれた建物の誘導に努力しています。

また、都市の面的開発整備としては、南部第一土地区画整理事業等の区画整理事業や開発許可制度による計画的な整備を図っています。

平成3年度末現在の都市計画施設の計画が決定されているものは、道路52路線、公園203ヵ所、緑地15ヵ所、墓園3ヵ所、流通業務団地1ヵ所、自動車ターミナル2ヵ所、駐車場1ヵ所、駅前広場5ヵ所、下水道終末処理場5ヵ所、汚物処理場1ヵ所、ごみ焼却場2ヵ所、火葬場1ヵ所であり、順次整備が進められています。

なお、市街化調整区域については、市街化を抑制し、自然環境の保護と活用を図り、優良農用地の保全と農業基盤の整備に努めています。

都市拠点整備

本市の総合計画では、均衡のとれた秩序ある市街地を形成するため、中心部の中枢的な機能の高度化とともに、周辺の既成市街地のなかの主要な交通結節点や商業、文化、行政機能等のまとまりのある地区を主要拠点として更に整備・拡充することとしています。

中心部においては、都市機能の拡充のため国際交流会館、地下駐車場の建設やシンボルロードの整備等とともに、民間再開発による商業・業務機能の拡充整備を促進していきます。現在、本県で初めての優良再開発建築物整備促進事業を適用し歩行者空間や周辺環境に配慮した良質の建築物が建設されており、今後のこの種の再開発事業の先導的な範となるものと期待されます。

一方、主要拠点の一つである熊本駅周辺については、熊本駅南北地区第一種市街地再開発事業の完了、進学塾の開校、環境美化整備事業等により駅周辺の活性化推進に大きな効果をあげています。更に、副都心としての形成を図るため「熊本駅周辺地域整備構想」を基に、交通結節点としての強化や、商業、文化施設の集積による都市機能を高め、本市の玄関口に相応しい、人の集う、活気のあるまちづくりを、地元住民参加のもと計画的に進めていきます。

その他の主要拠点についても、地区の特性や要素を活かした活性化や居住環境の形成を図るため、自然との調和、周辺環境の保全・向上に配慮しつつ適正な都市機能の配置・更新を図る地区整備を積極的にすすめていきます。

豊かで潤いのある都市空間の創造とともに、活力ある拠点地区の創造を目指して市民主体の都市づくりを推進します。

区画整理

土地区画整理事業は、計画的で秩序ある街づくりを進めるために、道路、公園、水路などの公共施設を整備し、宅地の利

用増進を図ることを目的としています。

本市では、戦災で焦土と化した市中心部の復興土地区画整理事業をはじめ、東部第一土地区画整理事業など、既に34地区1,439.3haが完了しています。

安全で快適な都市基盤の整備

現在、西部第一土地区画整理事業外7地区約59.9haで事業が行われていますが、中でも西部第一土地区画整理事業は西南部地域開発の拠点づくりをめざし、都市計画道路近見沖新線の整備とともに、鉄道高架化による地区分断の解消、JR新駅設置など、島町周辺を含め一体的に面整備を行うため事業が進められています。

また、市街化区域内の残存農地（30地区、703ha）、及び特定保留地区（8地区173ha）について、区画整理事業のPR、啓発を積極的に行い、住民参加のもと魅力ある街づくりの推進を図っていく方針です。

地籍調査

地籍調査事業は、国土の基礎調査であり、国土の自然的な実態を科学的に明らかにし、国土をより高度に、かつ合理的に利用するための基礎資料を整備することを目的としています。

本事業によって、財産の保全はもとより、土地利用の高度化、居住環境の整備等、あらゆる都市づくり施策の基礎資料として多目的に利活用できる成果（地籍図・地籍簿）ができます。

本市においては、国土調査促進特別措置法に基づき平成2年度を初年度として10ヶ年計画を作成し、本市の東部地区43.80平方キロメートル、約83,000筆について地籍調査事業を計画し、平成4年度までに3.37平方キロメートル、約12,000筆の調査が完了しています。

また、平成3年度には、都市部地籍調査促進事業を導入する等、より密度の高い地籍調査事業を、関係者の理解と協力を得ながら、積極的に推進しています。



下通共同ビル（仮称）完成予想図



熊本市計画道路3・3・12号本荘大洲線

都市計画道路

都市計画道路は、第11次道路整備5ヶ年計画（平成5年度～平成9年度）の整備方針に基づくとともに、総合的な観点に立ち熊本都市圏内の交通混雑の解消と市内交通の円滑化を図るため整備を進めています。

特に、主要な幹線道路については、環状、放射状に整備を行い市中心部への交通集中の弊害をなくし、交通施設の中核的役割を果たす道路に整備します。さらに、幹線道路を補完する道路については、適正かつ合理的な土地利用を促進させ、良好な住環境の保全、即ち地域の特性と緑地保存等にも配慮し、生活道路として利便性の高い道路に整備します。

現在、熊本市域の都市計画道路は、52路線の総延長195kmが決定され、延長108kmが改良済で、整備率は55.5%（H4.3.31現在）であります。平成5年度は野口清水線をはじめ、12路線16箇所の整備を計画しています。

市道整備

道路は、都市の経済・文化が発展するための社会資本として最も基本的な施設であり、非常に重要な役割を担っております。

しかし、都市圏における自動車交通量の増大により、主要幹線道路の慢性化した交通渋滞が各地域において顕著に表れています。その対策として、これらの主



東町団地コミュニティ道路

要幹線道路を補完する1、2級幹線市道の新設及び改良を有償方式を導入して実施しており、パイプスの役割と共に地域間の交通ネットワークの形成など、整備計画に沿った事業の進展を図っています。

また、近年、生活の質的な向上と共に安全で快適な通行空間の形成、真の豊かさが実感できる生活優先の道路整備が強く求められています。このような、経済力に見合った、社会的要求に対応するため、重点施策として幼児や高齢者、障害者が安全、快適に通行できる歩道づくりの推進、さらには歴史と文化の香り漂う潤いに満ちた道路の環境整備など自然環境との調和も考慮した、自然と会話できる四季感豊かな通行空間の創出に努め、全ての人々にとってやさしい道づくりを推進しています。

地下駐車場

自動車が、私たち市民の日常生活と、商業、業務の社会活動に必要不可欠な交



辛島公園地下駐車場

安全で快適な都市基盤の整備

通手段となっている現在、駐車場は、都市機能の充実、道路交通の円滑化に対応するための重要な交通施設として整備する必要があります。

市の都心部では、道路容量の不足に加え、駐車場の需給バランスの崩れによる道路混雑がみられます。

また、都心部の駐車場不足は、既存の商業、業務の低下を招き、これらの施設が、郊外に移転するなどで、都心部の空洞化の要因にもなります。

このことから、市では道路本来の機能回復と、都心部の活性化を図る上からも、道路整備と共に、駐車場の整備を官民一体となって推進します。

「辛島公園地下駐車場」は、市制100周年事業として、平成元年度から工事に着手して、平成5年2月に供用開始しました。この駐車場は、自動車の収容台数625台と、駐輪場並びに地下通路を併設し、二輪車400台、自転車500台を収容する九州で最大規模の地下駐車場です。また、現在建設中の地下通路は、平成5年秋に完成予定で、これらの施設は、都心部の都市環境と歩行者の利便性、快適性に大きく寄与するものと期待されます。

市営交通は、電車が昭和13年8月、路線バスが昭和2年11月の創業で、平成3年度末の車両数は、電車43両バス190両で、一日平均8万人を越える乗客を運んでいます。

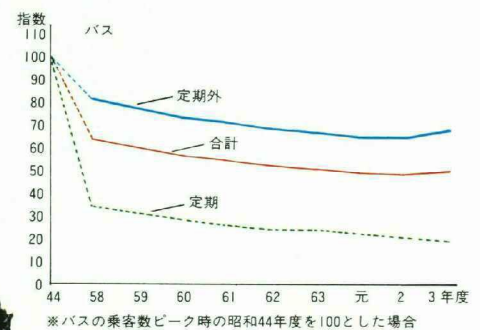
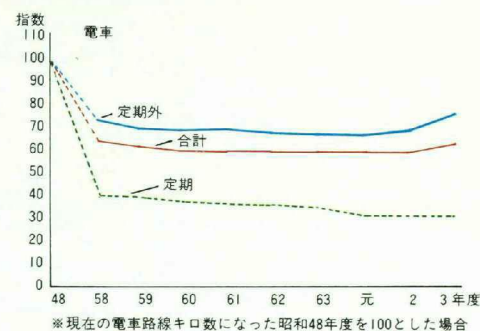
市民の『足』として重要な役割を果たしている市営交通機関も、昭和40年代のモータリゼーションの発達に伴い電車は昭和38年、バスは昭和44年をピークに乗客数は年々減少が続き、電車については、川尻線を始め数本の路線が廃止されました。

しかし、軌道敷内への他車の乗り入れ禁止や、バス専用レーンの設置、電車・バスの冷房化、新型電車・新都市型バスの導入、都市景観にマッチした電停の整備、停留所上屋の設置、利用客のニーズにあったダイヤの見直し等一連のサービス改善が続けた結果、乗客数が電車で平成2年度2.2%、平成3年度8.0%、バスについても平成3年度3.8%の増加となっています。

今後も更に利用客の回復に向け、努力を続けていきます。

安全で快適な都市基盤の整備

●乗車人員の推移



市電・市バス

ハイデルベルク号



熊本城周遊バス



熊本空港

熊本空港

昭和46年4月、高遊原台地に開港した熊本空港は、昭和55年に滑走路が3千mに延長されたほか、昭和58年国際線ターミナルビル、63年には新貨物ビル、平成2年末には新ターミナルビルがオープンするなど大型化、国際化が進むフライト事情に十分対応できる施設・機能の整備拡充が行われています。

また平成4年には霧対策として、ILS高カテゴリー化が着手され、平成7年には、就航率が大幅に改善できることにな



熊本駅

ります。

現在、国内線では、全日本空輸、日本エアシステムに加え、平成3年7月から日本航空も就航しており、東京へ一日8便、大阪へ5便、名古屋、沖縄へ各1便が運航しているほか、平成4年6月には札幌線も開設され、週3便が運行しています。また、国際化の進展する中、昭和54年に運航開始されたソウル線が、現在日本航空と大韓航空により週2便運航されているほか、中国、東南アジア、ハワイ、豪州方面へのチャーター便も増えています。

このように空港施設の充実、航空路線の拡充に伴い、開港当時48万人にすぎなかった乗降客は平成3年には217万人に貨物は1,900tから16,646tに達しており、熊本の空の玄関として、熊本空港の果たす役割はこれまで以上に重要なものになると予想されています。

鉄道網

九州を縦断する鹿児島本線と、横断する豊肥本線は本市で交わり、九州の大動脈として観光、ビジネス、流通など広い分野にわたって重要な役割を果たしています。

市域内には、両線が結節する熊本駅のほか、鹿児島本線に西里駅、熊本工大前駅、上熊本駅、川尻駅の4駅、豊肥本線に平成駅、南熊本駅、新水前寺駅、水前寺駅、東海学園前駅、竜田口駅、武蔵塚駅の7駅があり、合計で年間1千6百万人以上の乗降客が利用しています。

一方、九州新幹線鉄道（博多～西鹿児島計画延長249km）は、八代～西鹿児島間が平成3年9月に着工されましたが、都市間交通の利便性の飛躍的向上と地域発展に大きく寄与することから、その早期全線整備が強く望まれています。

九州縦貫自動車道

本州と連結する九州縦貫自動車道は、北九州～鹿児島、宮崎を結ぶ計画延長432kmの高速自動車道であり、現在北九州～人吉、えびの～鹿児島、えびの～宮崎間の約409km、総延長の95%が開通しています。

平成2年には、熊本～植木間の一日平均交通量が2万2千台を超え、また、都市間高速バス輸送の拡充が進むなど、九州の動脈路線として利用は年々増加しています。

しかしながら、人吉～えびの間はいまだ開通しておらず、九州の中央に位置する本市の拠点性の一層の向上を図るためにも、全線の早期開通が待たれるところです。

熊本港

昭和49年4月重要港湾に指定された熊本港は、物資流通の拠点として、熊本都市圏に低コスト大量輸送の門戸を開き海外への窓口として、貿易の振興に寄与するとともに、企業立地や道路網の整備を通して、本市西部はもとより、都市圏経済の発展に貢献する基幹流通施設として期待されています。

昭和63年3月には、熊本港大橋(872m)と物揚げ場、また、平成4年中にはフェリー用の岩壁及びターミナルが完成し、平成5年3月に島原と結ぶフェリーの就航により待望の開港が実現しました。

平成9年度には、全面開港が見込まれ1万5千トン級の船舶も就航できることとなります。

また、港湾埋立地内には、流通加工型工業の立地や、マリーナ、人工海浜などの施設が併設され、海洋性レクリエーション基地がつくられる予定です。



九州縦貫自動車道
熊本IC

安全で快適な都市基盤の整備

3月に開港した熊本港

